

栃木県における 取引適正化等に向けた取組について



R7.10.22
「2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会」
栃木県産業労働観光部工業振興課

1 栃木県 価格転嫁好事例集



▶ 価格転嫁に成功した企業にヒアリングし、「栃木県価格転嫁好事例集」を作成

▶ 紙媒体のほか、県ホームページにウェブブックを掲載

～価格交渉への取組 抜粋～

- ・ 価格交渉の前に、仕入れコストや製造コストの上昇推移といった可視化されたデータや見積もり等により、説得力のある資料を作成した
- ・ 交渉時には、担当だけでなく、社長自らが訪問したほか、メーカーの担当者にも同席いただいた

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/chiiki/kakakutenka/jirisyuu.html>



2 パートナーシップ構築宣言

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>

「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



▶パートナーシップ構築宣言とは

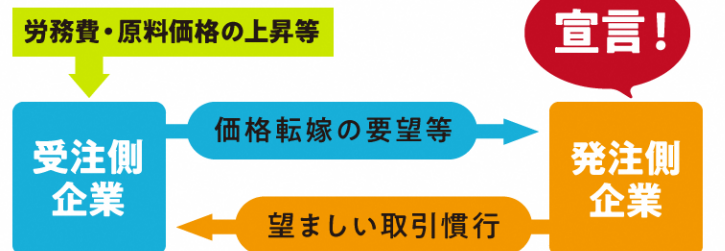
事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの

- ・ サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
- ・ 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

▶宣言のメリット

- ・ 国や県の一部補助金で、加点措置が受けられます。
- ・ 栃木県制度融資の対象となります。
- ・ ロゴマークが使用でき、名刺などに掲載することで取組をPRできます。
- ・ SDGsの達成に繋がります。

宣言のイメージ



パートナーシップ構築宣言ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>



3 パートナーシップ構築宣言の推進と 適切な価格転嫁の実現に向けたとちぎ共同宣言

▶「パートナーシップ構築宣言の推進と適切な価格転嫁の実現に向けたとちぎ共同宣言」（令和5年9月）

▶経済団体、労働団体、行政機関が一体となって、パートナーシップ構築宣言の更なる推進と価格転嫁の促進を図ることを目標

▶署名機関・団体

（一社）栃木県経営者協会

（一社）栃木県商工会議所連合会

栃木県商工会連合会

栃木県中小企業団体中央会

公益社団法人栃木県経済同友会

日本労働組合総連合会栃木県連合会

経済産業省関東経済産業局

厚生労働省栃木労働局

栃木県



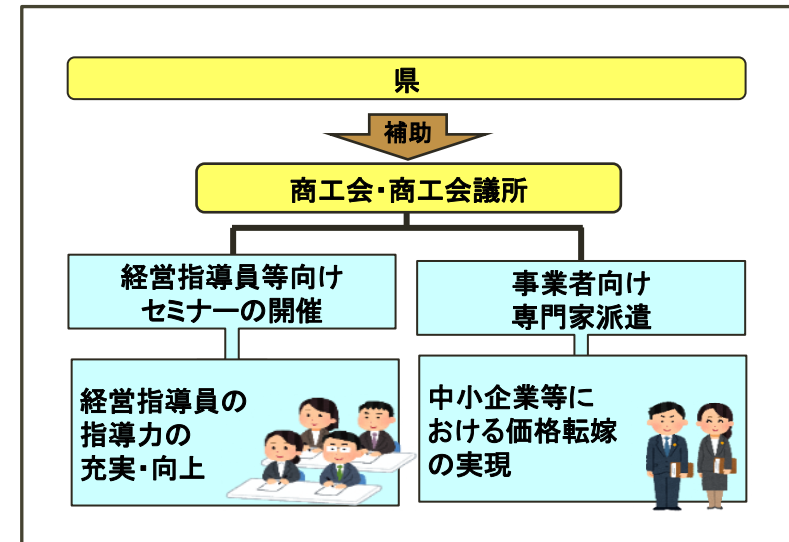
4 商工団体による取組への支援

(1) 中小企業者価格転嫁促進事業

■ 商工会・商工会議所による取組への支援

経営指導員等による価格転嫁が必要な事業者の掘り起こしや、事業者のニーズに応じた支援に必要な指導力の充実・向上等に向けた商工会・商工会議所の取組に対する補助

- 経営指導員等向けセミナー等の開催
- 価格転嫁に取り組む中小企業者への専門家派遣



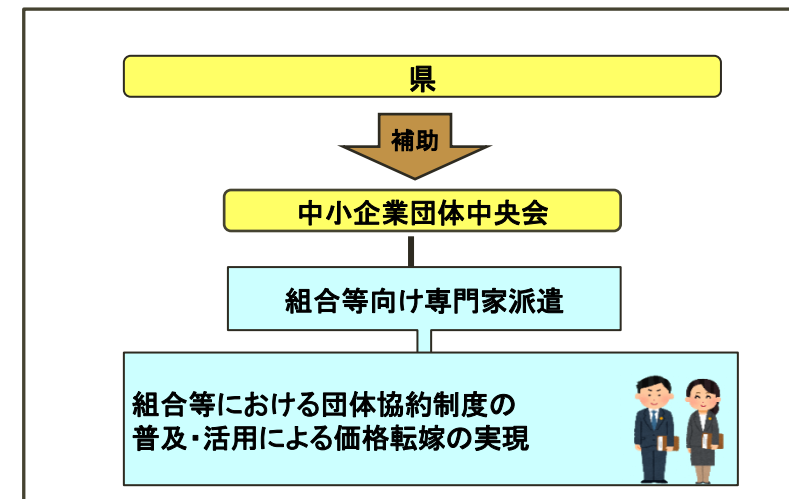
(2) 団体協約活用促進事業

■ 中小企業団体中央会による取組への支援

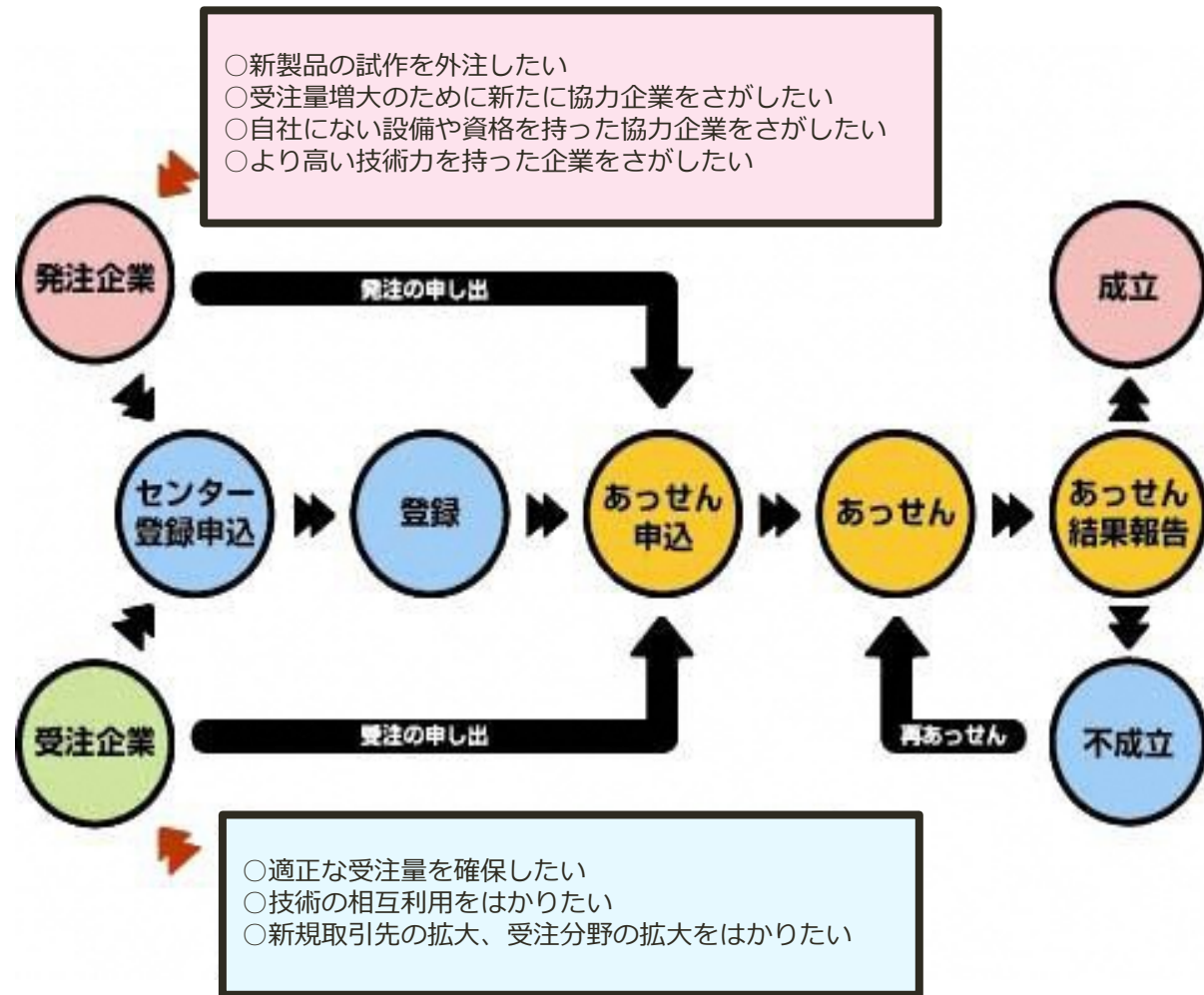
組合等による価格転嫁に有効な手段である「団体協約^(※)」制度の普及・活用に向けた講習会・検討会等への専門家派遣の取組に対する補助

(※) 事業協同組合等が、中小企業等協同組合法に基づき、組合員の経済的地位の改善のために事業者との間で結ぶ、取引条件に関する取り決めのこと。

組合は、組合員の取引先事業者等と、提供する製品やサービスの価格、提供・納入の期日や方法などの取引条件について団体交渉を行い、団体協約を締結することができる。



5 取引あっせん（県産業振興センター）



▶ 栃木県産業振興センター（県補助事業）

・取引あっせんを円滑に行うために、その前提として発注企業ならびに受注企業から登録あっせん制度を実施しています。

・登録企業の希望により発注企業と受注企業の間にとって、取引条件を調査し、条件の適合する企業相互の取引あっせんを行います。

・あっせんの対象企業は機械・金属加工業、合成樹脂加工業、縫製加工業などの製造業が主になっています。

・あっせんについては、各都道府県の振興センター（公社）との連携のもとに県内に限らず県外の企業との広域あっせんも行います

6 各種相談窓口（栃木県産業振興センター）

下請かけこみ寺（国事業）

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さまが抱える取引上の悩み相談をお受けします。

問題解決に向けて、専門の相談員がアドバイスを行います。
必要に応じて、弁護士に無料で相談を行うこともできます。

※令和8年1月1日より、「取引かけこみ寺」に名称変更予定

電話：0120-418-618

<https://www.zenkyo.or.jp/>



栃木県よろず支援拠点（国事業）

多様な分野に精通した専門家が、経営上のお悩みに適切な解決策をご提案します。

「価格転嫁サポート窓口」では、価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算の手法の習得支援を通じて、受注企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

電話：028-670-2618 オンライン有

<https://tochigi-yorozu.go.jp/>



（公財）栃木県産業振興センター
とちぎ産業創造プラザ内
栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号